

第1482号

AFN-1482

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2023年 9/25 (月)

## 『令和6年度税制改正要望出揃う 投資促進や賃上げの後押し等』

財務省は、各省庁の令和6年度税制改正要望を取りまとめ発表した。その中から注目される要望項目を挙げてみた。

金融庁では、○NISAの利便性の向上○生命保険料控除の拡充(扶養する子の有無に応じた区分等)等の拡充案や、○上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し○海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコルフットイング○スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度(事業成長担保権)の創設に伴う所要の措置し等の新設案も多く要望している。

経済産業省は、○中小企業の賃上げ促進税制の拡充および延長○個人版・法人版事業承継税制の見直しおよび延長、等の継続要望や、○個人から上場ベンチャーファンドへの投資促進に係る税制措置の創設○国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度(イノベーションボックス税制)等成長産業や成長企業への後押しも目立つ。

国土交通省では、現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置や、既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長を掲げ、引き続き居住水準の向上を促す。



## 『精神障害の労災認定基準改正 カスタマーハラスメント等追加』

厚生労働省は悪質化するカスタマーハラスメントに対応すべく、労災認定基準の改正の検討に着手していたが、9月1日付で新しい認定基準へ改正が行われた。

昨今、顧客や取引先による従業員に対する悪質な迷惑行為が後を絶たない。いわゆるカスタマーハラスメントにより、現場の従業員が著しい心理的負荷を受けることも少なくない。すでに国土交通省はカスタマーハラスメント防止のために、バスやタクシーの車内において義務付けられていた運転手の名前の掲示を乗客側から見えない様式に変更している。

厚生労働省は「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」での検討を重ね、改正後の「心理的負荷による精神障害の認定の基準」を都道府県労働局長宛に通知した。これにより具体的出来事にカスタマーハラスメントが追加されたほか、それらの行為の6類型すべての具体例や性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記。また、心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充したほか、感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事したことなども追加された。

同省では、業務により精神障害を発病した労働者について、改正後の基準に基づき、労災補償を行う考えだ。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

## 葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)